

## 民生課からのお知らせ

### 火葬従事者の募集について

民生課では、次のとおり火葬従事者を募集しています。

【従事場所】 新島火葬場

【従事開始年月日】 契約日から

【業務内容】 火葬業務全般、作業スペースの清掃および設備の点検等（詳細は役場民生課民生係までお問い合わせください）

【応募資格】 平成27年4月1日現在で概ね60歳未満、心身ともに健康で次の①から③に該当し

ておらず、契約日から従事可能な方。

①成年被後見人または被保佐人

②禁固以上の刑に処され、その執行を終るまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に

に成立した政府を暴力で破壊する事を主張する政党、その他団

体を結成し、またはこれに加入した者

【募集期間】 従事者が決定するまで

【応募方法】 募集期間内に、役

場民生課民生係まで履歴書を持

参して申し込みを行ってください

い。（書類は必ず自書してください。）

【選考方法】 書類選考後、現地での個別面談（随時）により選考

※火葬業務は特殊な業務です。

遺族の感情に配慮した対応や遺

体の取り扱いが求められます。

充分考慮したうえで申し込みを

行ってください。

【問い合わせ】

民生課民生係

☎(5)0243（内線108）

■平成27年度の国民年金保

険料は15,590円です

国民年金保険料は、急速な少

子高齢化に対応し制度の安定を

図るため、平成17年度から平成

29年度までの間、年度ごとに引

き上げられることになっていま

す。

これにより、平成27年度の保

険料については、340円引き

上げられ15,590円となります。

なお、保険料の納め忘れがあ

ると、将来受け取る年金が少な

くなるだけでなく、年金が受け

られなくなる場合もありますの

で、保険料は必ず納期内に納め

ましょう。

保険料が割引となる前納制度

（6ヶ月分、1年分、2年分）

もあります。

国民年金保険料に関すること

は、お近くの年金事務所までお

問い合わせください。

【問い合わせ】

港年金事務所

☎03（5401）3211

■平成27年度の浄化槽の法

定検査を実施する機関を指

定しました

浄化槽法第7条第1項及び第

11条第1項に定める浄化槽の水

質に関する検査（法定検査）を

実施する東京都指定検査機関

を、公益財団法人東京都環境公

社に指定しましたのでお知らせ

します。

▼検査業務を行う事務所

名称 公益財団法人東京都環境

公社多摩分室

☎042（595）7982

FAX 042（595）7983

所在地 〒190-0022

東京都立川市綿町4-1-3

東京都立川合同庁舎3階多摩環

境事務所内

▼検査業務を行う地域

東京都内全域

▼検査業務の開始年月日

平成27年4月1日

▼検査手数料

平成26年度と変更なし

なお、平成27年3月31日まで、

東京都の指定検査機関は、一般

社団法人東京都水環境システム

協会でしたが、平成27年4月1

日以降実施予定の検査を既に同

協会に申し込みされている場合

でも、公益財団法人東京都環境

公社が検査を実施しますので、

改めて申し込みいただく必要は

ありません。

【問い合わせ】

東京都環境局資源循環推進部一

般廃棄物対策課施設審査係

（浄化槽担当）

☎03（5388）3583

■平成27年4月より生活困窮

者自立支援法が始まります

生活に困窮している人は経済

的な問題だけでなく、心身の問

題、家庭の問題などさまざまな

問題を複合的に抱えています。

それらの問題に対応し自立した

生活を営めるように支援するた

めの相談及び支援（自立相談支

援事業）を行います。

【問い合わせ】

東京都大島支庁総務課福祉係

☎04992（2）4421

■犬の飼い主の方へ

犬は狂犬病予防法により、登

録の届出が義務付けられています。

また、飼い犬が死亡した場

合も届出が必要です。各種手続

きがお済みでない方は、民生課

窓口まで届け出てください。

▼飼い犬の登録

生後90日を過ぎた犬は、一生

に一回の登録が必要です。

犬を飼い始めてから30日以内

に、登録を届け出てください。

一頭に付き、3千円の登録手数

料がかかります。

▼飼い犬の死亡届

飼い犬が死亡した場合、鑑札

と済票をご持参の上、届け出て

ください。手数料はかかりま

せん。

【問い合わせ】

民生課民生係

☎(5)0243（内線108）

■西ん風パスポートは

必ずご提示ください

新島村では満70歳以上の住

民の方を対象に西ん風パス

ポートを発行しています。パス

ポートに記載された施設で提示

すれば無料でご利用いただけ

ます。施設利用の際は、必ず

ご提示頂きますようお願いいた

します。

【問い合わせ】

民生課福祉介護係

☎(5)0243（内線107）

税政係からのお知らせ

■平成27年度住民税申告について

1月1日現在、村内に住所を有する方はすべて、原則として住民税の申告が必要です。ただし、次に該当する方は、申告しなくてもよいことになっていま

- ①すでに所得税の確定申告をした
- ②前年中の所得が給与所得のみで、給与支払者が村に「給与支払報告書」を提出している
- ③前年中の所得が公的年金等に係る所得のみ
- ④親族の被扶養者として確定申告書に記載されている（勤務先での年末調整を含む）

▼申告が無い場合

無申告の場合、非課税証明などの税証明書が交付できません。住民税の申告は、国民健康保険税、介護保険料などの算定や、国民年金保険料の免除などの資料となります。収入がなく、控除対象配偶者・扶養親族にもなっていない方や、障害年金などの非課税所得のみの方も、毎年住民税の申告をしてください。

▼ご注意ください

次に該当する方は、確定申告は不要ですが、住民税申告は必

要な場合があります。社会保険料や扶養などの所得控除額を正しく申告しないと、住民税額が高くなる場合があります。

- ①公的年金等の収入が40万円以下で、その公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下
- ②所得金額が少なく、納めるべき所得税額がない、など

また、給与支払者が「給与支払報告書」を市町村に提出していない場合、その給与受給者は自分で気づいて申告しない限り、無申告者となってしまう。法人・個人事業主の方は、従業員全員分の「給与支払報告書」の提出義務がありますので、ご協力をお願いします。

▼住民税申告に必要な書類

申告書の用紙は税政係と各支所にあります。添付・提示する書類は、所得税の確定申告と同様です。収入のある方は、源泉徴収票・社会保険料や生命保険料の控除証明書・領収書など、収入金額や控除額が確認できる書類が必要です。給与支払者から源泉徴収票の交付が受けられない場合などは、ご相談ください。申告の際は、印鑑をご持参ください。

【申告の受付・問い合わせ】

企画財政課税政係

☎(5)0241 (内線113)

■住宅ローン控除が延長されます

内容 平成25年度税制改正により、以下のとおり住宅ローン控除の適用が改正されました。所得税は平成26年分から住民税は平成27年度から適用されます。

		現行		延長・拡充			
		平成25年1月～12月		平成26年1月～3月		平成26年4月～平成29年12月	
		一般の住宅	認定住宅	一般の住宅	認定住宅	一般の住宅	認定住宅
所得税	借入限度額	2,000万円	3,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
	控除率	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
	各年の控除限度額	20万円	30万円	20万円	30万円	40万円	50万円
	最大控除額	200万円	300万円	200万円	300万円	400万円	500万円
	控除期間	10年間				10年間	
控除期間が10年間	個人住民税の控除限度額	所得税の課税総所得金額等 × 5% (最高額 97,500円)				所得税の課税総所得金額等 × 7% (最高額 136,500円)	
		●控除限度額の内訳 村民税 58,500円 都民税 39,000円				●控除限度額の内訳 村民税 81,900円 都民税 54,600円	

【問い合わせ】 企画財政課税政係 ☎(5)0241 (内線113)

■軽自動車税改正における二輪車の税率引き上げ開始時期について

広報にいじま2月号でお知らせした軽自動車税の改正についてですが、平成27年度与党税制改正大綱では、二輪車（原付・バイク・小型特殊自動車など）について、税率引き上げ適用の開始時期を1年間延期して平成28年度分からとしています。

詳細に関しては、法案の公布があり次第、改めてお知らせいたします。

【問い合わせ】

企画財政課税政係  
☎(5)0241 (内線112)

港湾空港管理事務所

からのお知らせ

空港周辺には、航空機の航行の安全を図るために、建物等の高さ制限が設けられています（航空法第49条、物件の制限等）。空港の周辺で、新たに建物を建てる際やクレーン車を使用した工事や作業等を行う際には、事前に港湾空港管理事務所へのご相談をお願いいたします。

【問い合わせ】

新島港湾空港管理事務所

☎(5)1267

企画調整室からのお知らせ

■平成27年度地域振興に係る補助事業の募集について

▼事業名 公益財団法人東京都島しょ振興公社 平成27年度地域振興に係る補助事業(第1回)

▼募集期間

4月1日(月)～4月24日(金)

▼対象事業

○地域振興に係る特産品に関する事業

○地域振興に係る観光振興に関する事業

○地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業

○その他地域振興に資する事業

①調査研究

②地元の元気創世

③地域振興に係る第一次産業活性化に関する事業

※①～③のテーマは平成27年度限定で対象事業に追加された内容です。

▼事業期間

事業開始から平成28年3月31日まで

▼対象団体

○概ね5名以上の東京都島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿等のある団体等(地

方公共団体は除く)

○島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者、組合、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、その他東京都島

しょ地域の活性化に資する取組を行うと認められる法人等

○島しょ地域内の個人事業者

※中小企業、創業予定者は除く(中小企業等振興補助金の対象)

▼補助金額 補助対象経費の5分の4以内(千円未満切捨て)で100万円(ただし、特に必要と認められる事業については200万円)

▼応募窓口 企画調整室

【問い合わせ】 公益財団法人東京都島しょ振興公社企画管理課

☎03(5472)6546

■平成27年度東京都「地域の底力再生事業助成」申請事業募集

地域活動の担い手である町会・自治会が主催して行う地域の課題を解決するための取組(催し・活動等)を支援するため、東京都は事業助成を行っています。

▼対象

東京都内に所在する町会・自治会

▼対象事業

○地域の課題解決のための取組

○複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取組

○単一町会・自治会が他の地域団体と連携して実施する地域の課題解決のための取組

▼募集スケジュール

・4月1日(水)～5月29日(金)

・6月1日(月)～8月31日(月)

・9月1日(火)～11月6日(金)

※詳細は、東京都生活文化局のホームページをご覧ください。  
<http://www.sekatubunka.metro.tokyo.jp>

【申請・問い合わせ】 東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課

☎03(5388)3166

■新島村地域力向上事業交付金

新島村の地域の発展や活性化などに繋がる事業へ補助金の制度があります。ぜひご利用ください。

▼対象事業

①地域環境の向上

②地域産業の振興

③文化の振興

④交流の促進

⑤人材の育成

⑥地域コミュニティづくり

⑦その他地域の発展や活性化につながる事業

▼事業期間 原則1年間

▼補助の条件

①島に住んでいる5人以上のグループ・団体

②具体的な計画を持っていること

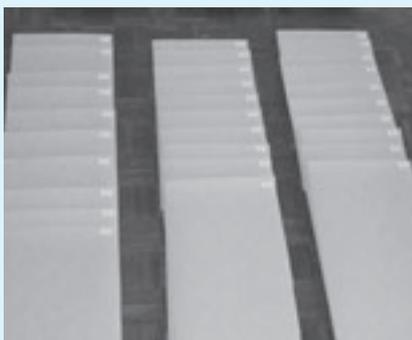
▼補助金額 補助対象経費の80%以内(上限50万円)

▼締切 なし(随時受付) 【申請・問い合わせ】 企画調整室

☎(5)0204(内線203)

■報告します！

村では、コミュニティー助成事業(宝くじ交付金)により下記のとおり発電機、テント、防災マットを購入しました。



▲防災マット



▲テント



▲発電機

## ■広報にいじまについて

### ▼お引っ越しされる方へ

皆さんと行政をつなぐ「広報にいじま」。

毎月皆さんのご家庭にお届けしていますが、村内で住所の変更があった場合には、役場の企画調整室までお知らせください。

また、島外へお引っ越しされる方で、引き続き広報にいじまを講読したい方は、

- ①新住所
- ②お名前
- ③送料の 92 円切手 12 枚

(1年間の定期購読の場合)

を、役場の企画調整室までお持ちください。

### ▼大家とインキョの2部、配布して欲しい

企画調整室までご住所とお名前をご連絡ください。次号から2部配布するよう手配をいたします。

### ▼掲載された写真が欲しい

紙面に掲載された写真はもちろん、それ以外にも色々な写真があります。

データ・写真紙印刷どちらも可能です。写真紙の場合は、原則1枚まで無料プリントとなります。

### ▼結婚・出産された方へ

ご結婚やご出産をされた方で、広報にいじまに掲載しても良いとお考えの方は、企画調整室までご連絡ください。

### 【問い合わせ】

企画調整室

☎(5)0 2 0 4 (内線 204)

メール kouhou@nijijima.com

## ■新島村空き家バンクについて

### ▼空き家を活用してみませんか？

村では、地域活性化を目指し、地域住民または定住希望者が活用できる空き家を探しております。

新島村指定不動産業者制度を導入したことにより、空き家所有者の皆様の意向(定期借家・管理等)にあった契約が可能になります。新島村活性化のための皆様のご協力をお願いいたします。

空き家・空き地(店舗・民宿も可)の相談について、随時受け付けておりますので、お気軽に企画調整室までご相談ください。

### ▼特別措置法の施行

空き家等対策特別措置法の施行により、固定資産税情報の内部利用が本年2月末より認められるようになったので、今後は登録を待っているだけの状況から一歩進めて、空き家を所有されている方のところへ直接出向き、制度の趣旨等を説明することにより、安心して登録していただけるよう、積極的な働きかけや相談を実施していきます。

### 【問い合わせ】

企画調整室

☎(5)0 2 0 4 (内線 203)



4月	21日(火) 午後	22日(水) 全日	23日(木) 午前
5月	19日(火) 午後	20日(水) 全日	21日(木) 午前
6月	15日(月) 午後	16日(火) 全日	
7月	14日(火) 午後	15日(水) 全日	16日(木) 午前
9月	15日(火) 午後	16日(水) 全日	17日(木) 午前
10月	19日(月) 午後	20日(火) 全日	
11月	17日(火) 午後	18日(水) 全日	19日(木) 午前

【問い合わせ】  
総務課行政係 ☎(5)0 2 4 0

平成27年度の特設登記所開設のスケジュールをお知らせします。8月の開設はありません。  
開設場所  
本村住民センター  
取り扱い業務  
①登記相談、②登記申請の受付・審査、③登記事項証明者(登記簿謄本・抄本)、地図・図面の写し、会社・法人の印鑑証明書の郵送による交付申請の受付、④会社・法人の代表者印の変更や印鑑力ドの届書・申請書の受付

12月	15日(火) 午後	16日(水) 全日	17日(木) 午前
1月	19日(火) 午後	20日(水) 全日	21日(木) 午前
2月	16日(火) 午後	17日(水) 全日	18日(木) 午前

※特設登記所へ相談等でお越しの際は、お手持ちの資料を持参してください。

平成27年特設登記所の開設年間スケジュール

司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。例えば、こんな相談  
「先々代名義の土地の相続登記をしたい。」  
「古い抵当権が残っているが抹消したい。」  
「会社やNPOを設立したい。」  
「頑張って返済してきたけど、もう限界だ。」  
「障害をもつ子どもや高齢な父母の行く末が心配だ。」  
など、登記や法律の相談を無料でお受けしています。

【相談日時】  
平成27年4月17日(金)  
午前10時～午後2時

【相談場所】

新島村住民センター

今後も原則として毎月第2金曜日に開催する予定です。ただし、交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もあります。その際は何卒ご容赦ください。予約は不要です。

【問い合わせ】

東京司法書士会事務局事業・研修課  
☎03(33353)9191  
平日午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

電話で弁護士に相談できる「島しょ法律相談」

東京都では、島しょに居住される方を対象として、弁護士との法律相談(電話相談)を実施しています。相談料は無料です。

ご相談者のプライバシーは固く守られますので、安心してご相談ください。

【相談日】  
月・水・金曜日  
(祝日・年末年始除く)

【相談時間】  
午後1時～4時  
※相談時間中は、直接電話で

ご相談頂けますが、他の方が相談中の場合もごさいますので、事前にご予約いただくと確実です。

【予約日】  
月～金曜日  
(祝日・年末年始除く)

【予約受付時間】  
午前9時～午後5時  
【相談・予約・問い合わせ】  
東京都生活文化局広報広聴部  
都民の声課

☎03(5388)2245

平成27年度 上半期 島しょ法律相談日 カレンダー

4月			5月			6月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金
	1	3			1	1	3	5
6	8	10			8	8	10	12
13	15	17	11	13	15	15	17	19
20	22	24	18	20	22	22	24	26
27			25	27	29	29		

7月			8月			9月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金
	1	3	3	5	7		2	4
6	8	10	10	12	14	7	9	11
13	15	17	17	19	21	14	16	18
	22	24	24	26	28			25
27	29	31	31			28	30	

※空白の日程は相談はお休みです。「島しょ法律相談」は、平成27年度下半期にも実施します。

郷土かるた大会

2月14日(土)、15日(日)に郷土かるた大会を開催しました。

14日は式根島開発総合センターで、15日は新島村博物館古民家にて、それぞれ行われ、式根島では18名、新島では30名の児童・園児らが参加しました。大会はどちらも、入賞目指して真剣にかるたを取る子供たちの熱気と活気にあふれていました。

新島大会では新島高校の1年

◀新島の様子



▶式根島の様子



生が主体となって大会を運営し、もちつきや紙芝居などのイベントも行われました。普段なかなか体験することのできないもちつきや、紙芝居の読み聞かせなどを通じて、高校生と児童・園児たちが交流するまたとない機会となりました。

また新島、式根島両大会ともボランティアの方々のご厚意により豚汁が振る舞われ、参加した子供たちだけでなく、応援に駆けつけた大人も一緒に舌鼓を打ちました。